

海上交通安全法

1 案内情報

- ① 手続名：航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等の届出
- ② 手続根拠：海上交通安全法第31条第1項
- ③ 手続対象者：
 - ・航路又はその周辺の政令で定める海域以外の海域において工事等をしようとする者（通常管理行為等を除く。）
 - ・航路又はその周辺の政令で定める海域以外の海域で工作物の設置をしようとする者（通常管理行為等を除く。）
- ④ 提出時期：当該行為に着手する前
- ⑤ 提出方法：工事・作業届出書を行為に係る場所を管轄する海上保安監部、海上保安部又は海上警備救難部の長（以下「海上保安部等の長」という）を経由して管区海上保安本部長に届出して下さい。
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類・部数：位置図、並びに工作物の平面図、断面図及び構造図（詳しくは提出先にお問い合わせ下さい。）
- ⑧ 申請書様式：適宜（提出先にお問い合わせ下さい。）
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先にお問い合わせ下さい。

2 窓口情報

- ① 提出先：行為に係る場所を管轄する海上保安部等の長を経由して管区海上保安本部長提出して下さい。
- ② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：提出先の海上保安部等又は管区海上保安本部

3 手続情報

- ① 審査基準：
- ② 標準処理期間：0.8～1ヶ月程度
- ③ 不服申立方法：